



マイナンバーカードの申請をお手伝いします



申請に必要な写真は職員が撮影



暗証番号は自分で設定

出張申請始めます

町住民課では、マイナンバーカードの申請がまだお済みでなく、役場まで出掛けることが困難な高齢者などを対象に、職員が地域のおたっしや会など(申請者がおおむね5人以上いる場合)に出向き、マイナンバーカードの申請を受け付けます。

本人確認ができた人には、できあがったカードを本人限定受取郵便で後日住民登録のある住所へお送りします。

申請に必要な顔写真も職員が撮影しますので、手数料はかかりません。

出張申請時に必要なもの

- ① 通知カード
 - ② 本人確認書類
 - ・顔写真入りの公的な身分証明書(運転免許証、パスポートなど)の場合：1点
 - ・顔写真のない身分証明書(健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証など)の場合：2点
 - ③ 住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)
 - ④ 暗証番号(当日2種類の暗証番号を記入していただきます)
- ※実施は平日の午前10時から午後3時を予定しています。出張申請を希望される団体は、住民係までご相談ください。

教えて!かんらちゃん マイナンバーカードの作り方

Q マイナンバーカードの申請方法は?

A マイナンバーカードの申請は、郵便・パソコン・スマートフォン・まちなかの証明用写真機からできます。マイナンバーカード交付申請書を用意して、手続きをしてください。



役場でも申請のお手伝いしているよ(右ページを見てね)



詳しい申請方法と申請の流れはこちら→



Q マイナンバーカード交付申請書を持っていません。再発行できますか?

A 役場住民課に来庁していただければ交付申請書を再発行します。また、氏名・住所などに変更がなければ通知カードについているマイナンバーカード交付申請書をご利用いただけます。



個人番号カード交付申請書(右は通知カードについている申請書)

交付申請書は氏名・住所などに変更がなければどちらも使用できるよ



町住民課でサポート

町住民課では、マイナンバーカードの申請をお手伝いしています。「カードを作りたいが、どうしたらよいか分からない」「写真を用意する時間がない」という人はぜひご利用ください。申請に必要な顔写真は職員が撮影しますので、手数料はかかりません。

日時	平日 午前9時～午後5時 (水曜日は午後7時まで)
場所	役場1階 住民課
費用	無料

※交付申請書をお持ちの人はご持参ください。(申請書がない人は、住民課で発行できます)

※必ずご本人が来庁してください。(15歳未満の人は保護者と一緒にお越しください)

※昼前後は大変混雑しますので、時間に余裕を持ってお出掛けください。

休日窓口の開設(予約制)

5月23日から、マイナンバーカード関係事務(申請・交付・更新)の休日窓口を開設します。仕事などで平日の開庁時間内にお越しになるのが困難な人はぜひご利用ください。

なお、休日窓口の開設は毎月第4日曜日で、予約制となりますのでご注意ください。予約は随時受け付けますので、開設日の3日前(木曜日)までに電話で予約をお願いします。

休日窓口(事前予約制)	毎月第4日曜日
開設日時	午前9時～午後5時
開設場所	役場1階 住民課
予約電話	(64) 8314 (住民係)

※予約がない場合は開設しません。システムメンテナンスなどにより開設日が変わる場合があります。